

付帯割引約款

(電気契約とのセット割引)

2025年7月18日

静岡ガス株式会社
(小売登録番号：D0009)

目 次

1. 約款の適用	1
2. 約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 料 金	2
7. 契約の解消	2
8. その他	2
付 則	3
(別表第1) 当社が定める主契約	4
(別表第2) 割引額	4
(別表第3) 契約種別	4

1. 約款の適用

この付帯割引約款は、当社が別に定める一般ガス供給約款または選択約款とあわせて、適用条件を満たすお客さまに適用いたします。

2. 約款の変更

- (1) 当社は、この付帯割引約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の付帯割引約款によります。
- (2) 当社は、一般ガス供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。

3. 用語の定義

この付帯割引約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この付帯割引約款にもとづく割引額算定の対象となる一のガス需給契約で、別表第1で定める約款にもとづく契約をいいます。
- (2) 「電気需給契約」とは、静岡ガス&パワー株式会社が提供する電気供給約款にもとづく契約のうち、別表第3で定める契約種別をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この付帯割引約款においては10%といたします。

4. 適用条件

当社は、次のすべての条件を満たすお客さまにこの付帯割引約款を適用いたします。

- (1) 別表第1で定める約款にもとづく主契約を締結すること。
- (2) 主契約と同一使用場所において電気需給契約を締結すること。
- (3) ガス需給契約または電気需給契約の申し込み時点で、割引対象とする主契約および(2)の対象となる電気需給契約をご指定いただくこと。

5. 契約の締結

- (1) この付帯割引約款は、適用条件を満たした時点で成立いたします。
- (2) 適用開始日は次のとおりといたします。

電気需給契約にもとづき電気供給を開始した日もしくは電気需給契約の変更を行った日以降の主契約の最初の定例検針日の翌日。

- (3) 当社は、お客さまが当社または当社の子会社（会社法第2条第3項の定める子会社をいいます。）に対する支払期限日を経過しても支払われていない債務がある場合は、4の規定にかかわらず、この付帯割引約款を適用しないことがあ

ります。

6. 料金

- (1) 当社は、(4)の規定により日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1ヶ月」として割引料金を算定いたします。なお、本付帯割引約款の割引額は、別表第2に定める割引額といたします。
- (2) 本付帯割引約款を適用した場合の主契約の料金は、主契約によって算定された料金から本付帯割引約款の割引額を差し引いたものとします。
- (3) 一の電気需給契約に対し、主契約の割引を行うものとします。なお、主契約に対し、二以上の電気需給契約の割引は行いません。
- (4) 主契約の料金算定期間内で、当該主契約が解約された場合は、日割計算を実施するものといたします。なお、割引額の算定は、一般ガス供給約款別表5料金の日割計算に準ずるものといたします。
- (5) 主契約の料金算定期間内で、電気需給契約が解約された場合は、当該料金算定期間では、別表第2に定める割引額を適用いたします。(日割計算は行いません)

7. 契約の解消

- (1) お客さまが本付帯割引約款を解約しようとする場合は、当社に連絡していただきます。
- (2) 主契約が解約された場合には、本付帯割引約款も同時に解約されます。この場合、主契約の解約日を本付帯割引約款の解約日といたします。
- (3) 電気需給契約が解約された場合には、その解約日以降の主契約の定例検針日の翌日に本付帯割引約款を解約いたします。
- (4) 本付帯割引約款の契約期間中に主契約の契約条件が変更される場合は、契約期間中であっても、双方協議して本付帯割引約款を解約することができるものといたします。
- (5) 本付帯割引約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議して、本付帯割引約款を解約することができるものといたします。
- (6) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。
- (7) 前項においてお客さまに契約違反があった場合、解約日を含む料金算定期間の料金については、本付帯割引約款の割引は行いません。

8. その他

その他の事項については、主契約の約款を適用いたします。

付 則

1. 本付帯割引約款の実施期日

本付帯割引約款は、2025年7月18日から実施いたします。

(別表第1) 当社が定める主契約

- (1) 一般ガス供給約款
- (2) 家庭用高効率給湯・調理契約 (エコ得プラン)
- (3) ぽかぽかプラン2

(別表第2) 割引額

(1) 割引額 (消費税等相当額を含みます。)

割 引 額 (1 か月につき)	1 1 0 . 0 0 円
--------------------	---------------

(別表第3) 契約種別

(1) 「電気供給約款 50Hz 地区 低圧用」で定める以下の契約種別。

- ①おうちプラン1
- ②おうちプラン2
- ③節約応援プラン
- ④うちっち500プラン
- ⑤おうち電化プラン1
- ⑥おうち電化プラン2

(2) 「電気供給約款 60Hz 地区 低圧用」で定める以下の契約種別。

- ①おうちプラン1
- ②おうちプラン2
- ③節約応援プラン
- ④うちっち500プラン
- ⑤おうち電化プラン